

消費税率引き上げに伴う 上下水道料金等改定のお知らせ

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行により、消費税及び地方消費税率が現行の8%から令和元年10月1日より10%に引き上げられます。これに伴い、上下水道料金及び水道利用加入金を下記のとおり改定することとなりました。

改定日は令和元年10月1日です。

なお、消費税増税前より継続して水道等をお使いの方は、改定後の上下水道料金の適用は令和2年1月検針分から(休止精算分は令和元年12月分から)となります。

水道利用加入金は、令和元年10月1日申請分から改定後の金額が適用となります。

新料金表

消費税等相当額以外の料金の変更はありません。

【上下水道料金(2ヶ月当り)】

上段: 税抜金額

中段: 消費税及び地方消費税

下段: 税込金額

用途	水量 (m ³)	水道料金			下水道使用料		
			現行	改定後		現行	改定後
一般用	0	基本料金	1,520円 121円 60銭 1,641円 60銭	1,520円 152円 1,672円	基本料金	2,520円 201円 60銭	2,520円 252円
	1 から 20 まで	従量料金 (1m ³ 当り)	57円 4円 56銭 61円 56銭	57円 5円 70銭 62円 70銭		2,721円 60銭	2,772円
	21 から 80 まで	従量料金 (1m ³ 当り)	144円 11円 52銭 155円 52銭	144円 14円 40銭 158円 40銭	超過料金 (1m ³ 当り)	126円 10円 08銭 136円 08銭	126円 12円 60銭 138円 60銭
	81 から 200 まで		149円 11円 92銭 160円 92銭	149円 14円 90銭 163円 90銭		136円 10円 88銭 146円 88銭	136円 13円 60銭 149円 60銭
	201 から 400 まで		154円 12円 32銭 166円 32銭	154円 15円 40銭 169円 40銭		147円 11円 76銭 158円 76銭	147円 14円 70銭 161円 70銭
	401 から 1,000 まで		159円 12円 72銭 171円 72銭	159円 15円 90銭 174円 90銭		157円 12円 56銭	157円 15円 70銭
	1,001 以上		164円 13円 12銭 177円 12銭	164円 16円 40銭 180円 40銭		169円 56銭	172円 70銭
団体用	40 まで	基本料金	5,340円 427円 20銭 5,767円 20銭	5,340円 534円 5,874円			
	41 以上	従量料金 (1m ³ 当り)	162円 12円 96銭 174円 96銭	162円 16円 20銭 178円 20銭			
浴場用	200 まで	基本料金	24,000円 1,920円 25,920円	24,000円 2,400円 26,400円			
	201 以上	従量料金 (1m ³ 当り)	120円 9円 60銭 129円 60銭	120円 12円 132円			
共用栓	20 まで	基本料金	2,660円 212円 80銭 2,872円 80銭	2,660円 266円 2,926円			
	21 以上	従量料金 (1m ³ 当り)	144円 11円 52銭 155円 52銭	144円 14円 40銭 158円 40銭			
臨時用	1m ³ につき				157円 12円 56銭 169円 56銭	157円 15円 70銭 172円 70銭	
消火栓を公共の用以外のための臨時給水を行うために使用する場合		1栓 10分間につき	1,200円 96円 1,296円	1,200円 120円 1,320円			